

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 ……	保健体育課	1頁
人事異動 ○ 三重県教育委員会委員の異動について ……	教育総務課	1頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第6号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月10日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定める。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
度会特別支援学 校	体育館	<u>100</u>	度会特別支援学 校	体育館	<u>250</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

#### 附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

### 人 事 異 動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。

令和5年3月10日

三重県教育委員会

再 任 大 森 達 也

任 期 令 和 5 年 3 月 10 日 から 令 和 9 年 3 月 9 日 まで

